

自動車リサイクル法に基づく変更届出・廃業等届出の時の提出書類一覧

高崎市役所 産業廃棄物対策課

事業者の区分 個人、法人の区分	解体業者・破砕業者										
	変更事項等 提出書類	廃業等	個人		法人			個人・法人共通			
氏名、住所			届出者が未成年者である場合の法定代理人の氏名、住所	名称、住所、代表者の氏名	役員(注1)の氏名、住所	発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の氏名、名称、住所	本支店代表者や契約締結権限のある使用人の氏名、住所	事業所の名称及び所在地	事業の用に供する施設の概要	標準作業書の記載事項	
	解体業変更届出書(様式第七)又は破砕業変更届出書(様式第十一)		●	●	●	●	●	●	●	●	●
	廃業等届出書(別記様式第1号)	●									
	欠格要件に該当しないことを誓約する書面(別記様式第3号)		●	●	●	●	●	●	●	●	●
	住民票の写し(本籍が表示されたもの)(注5)		●	●		●注2	●				
	登記事項証明書(注5、6)		●	●		●注2	●				
	法人登記簿の謄本(注5、6)				●	●注3					
	定款又は寄付行為				●						
	株式数又は出資額を記載した書類					●					
	施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取り図							△注4	△注4		
	施設の所有権又は使用権原の証明書 (土地の場合:公図の写し、登記簿謄本、借用契約書等) (建物の場合:登記簿謄本、借用契約書等) (破砕業用機械の場合:売買契約書、借用契約書等)							△	△		
	事前協議終了の通知書の写し							○	○		
	標準作業書の該当部分の写し									●	
	廃業等した事業者と届出者との関係を証する書類	□									
	廃業等の事実を証する書類	□									

△:事前協議を要する場合は、不要。
 ○:事前協議を要する場合のみ必要。
 □:高崎市長が必要と認める場合に、必要。
 注1:解体業者・破砕業者の役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、これらに準ずる者をいい、いかなる名称であるかに関係なく、法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有する者を含む。
 注2:個人株主等の場合に必要。
 注3:法人株主等の場合に必要。
 注4:破砕業者において廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合は、不要。
 注5:住民票の写し、登記事項証明書、法人の登記簿謄本については、変更届出日前3月以内に発行された原本で、かつ現在の状況が記載されたものとする。ただし、住民票の写しについては、マイナンバー(個人番号)の記載がないものとする。
 注6:成年被後見人等に関する登記事項を証明した書類。登記されていない場合は、その旨の証明書をいう。